

## 猪苗代町空き工場活用促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第一条 猪苗代町は、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、空き工場を利用して事業を開始する中小企業者に対し、猪苗代町補助金等の交付等に関する規則（昭和六十年猪苗代町規則第二号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 空き工場 事業の用に供されていない工場であつて、猪苗代町のホームページに企業立地紹介物件として情報を掲載している建物をいう。
- 二 中小企業者 中小企業支援法（昭和三十八年法律第一四七号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。
- 三 投下固定資本総額 空き工場の操業を開始するため建物の改修に要する経費

### (補助対象者)

第三条 補助金の交付を受けることができる中小企業者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- 一 事業に必要な許可等を取得し、又は取得見込みであること。
- 二 空き工場取得後、又は賃貸借契約後六か月以内に操業を開始し、五年以上操業すること。
- 三 投下固定資本総額が三百万円以上であること。
- 四 常時雇用する従業員数が五人以上であり、かつ、当該従業員数の二分の一以上の者が町内に住所を有すること。
- 五 この要綱の規定による補助金を過去に受け取っていないこと。
- 六 本町及び従前の居住地において、市町村税に滞納がないこと。

### (補助金の額)

第四条 補助金の額は、投下固定資本総額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、二百万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第五条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猪苗代町空き工場活用促進事業補助金交付申請書（様式第一号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添付して町長に申請しなければならない。

- 一 事業計画書（様式第一号の二）
- 二 工場の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 三 事業に必要な許可等の写し
- 四 法人にあつては定款の写し及び登記事項証明書、個人にあつては住民票
- 五 直近二期分の決算書の写し
- 六 市町村税に滞納がないことを証する書類（納税証明書等）
- 七 投下固定資本総額が明記された資料
- 八 誓約書（様式第二号）
- 九 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第六条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適正と認められるときは速やかに補助金の交付を決定し、猪苗代町空き工場活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第三号）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第七条 申請者は、申請した事項に次に掲げる変更が生じたときは、速やかに猪苗代町空き工場活用促進事業補助金変更・中止承認申請書（様式第四号）を町長に提出しなければならない。

- 一 投下固定資本総額の変更
- 二 常時雇用する従業員数等の変更

三 その他申請事項の変更

(実績報告)

第八条 規則第十三条の規定による実績報告は、猪苗代町空き工場活用促進事業補助金実績報告書(様式第五号。以下「実績報告書」という。)にその領収書の写し又はそれに代わるものを添えて、事業完了の日から二か月以内又は交付決定の日の属する年度の三月三十一日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(補助金の請求)

第九条 申請者は、実績報告書とともに猪苗代町空き工場活用促進事業補助金交付請求書(様式第六号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第十条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(会計帳簿等の整理等)

第十一条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、補助金が交付された会計年度終了後五年間保存しておかなければならない。

(補助金の返還)

第十二条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 虚偽の申請又はその他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
  - 二 申請者が五年以内に事業を廃止し、又は休止し、若しくは休止の状態にあるとき。
  - 三 申請者が第三条第四号に定める要件に該当しなくなったとき。
  - 四 その他、町長が相当の理由があると認めたとき。
- 2 前項第二号及び第三号の規定により補助金の返還を命ずる金額

- は、操業後の年数に応じ、次のとおりとする。
- 一 一年以内のときは、補助金の二分の一の額
  - 二 一年を越え三年以内のときは、補助金の三分の一の額
  - 三 三年を越え五年未満のときは、補助金の五分の一の額
- 3 補助金の返還の請求を受けた者は、当該請求額を町長が指定する期限までに返還しなければならない。

(補則)

第十三条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。